

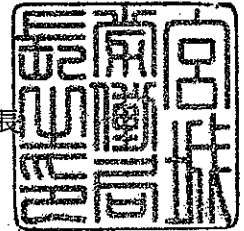


宮労発基第 277号

平成17年7月25日

団 体 各 位 殿

宮城労働局長



石綿による健康障害防止対策への適切な対応について（依頼）

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃、労働基準行政の運営に特段のご配慮をいただき厚くお礼申し上げます。

早速ですが、過去に石綿含有製品を製造し又は取り扱う作業（以下「石綿取扱い作業等」といいます。）に従事していた労働者等に、肺がん、中皮腫等の健康障害が多発していること、また、石綿による健康障害が今後も増加することが懸念されることなど、石綿による健康問題が社会的な関心を集めており、本問題への適切な対応が求められています。

このような状況に鑑み、当局としましても石綿取扱い作業等従事労働者の健康障害防止対策の更なる徹底や過去に石綿取扱い作業等に従事していた退職者の健康管理の充実を図ることとしたところです。

貴団体におかれましても、下記の点につきまして、会員企業等に対してご周知いただき、石綿による健康障害の防止にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 「過去に石綿含有製品を製造し又は取り扱ったことのある事業場における対策の徹底」

石綿含有製品を製造し又は取り扱ったことのある事業場においては、石綿による中皮腫等が増加する傾向にあることを踏まえて、石綿障害予防規則第40条第2項に規定する健康診断を確実に実施するとともに、石綿取扱い作業等に従事していた退職者にも呼びかけを行うなどして同様の健康診断の受診機会を設けること、関係労働者等に対して労働安全衛生法第67条に基づく健康管理手帳及び労災補償制度に関する周知を行うこと。

2 「現に石綿含有製品を製造し又は取り扱っている事業場における対策の徹底」

ジョイントシート、シール材等の製造、使用等の禁止が猶予されている石綿含有製品を、現に製造し又は取り扱っている事業場においては、石綿障害予防規則等の関係法令に基づく適切な局所排気装置の設置、健康診断の実施等について改めて確認するとともに、適切な健康障害防止措置の徹底を図ること。

また、石綿取扱い作業等に従事した退職者について、当該事業場から呼びかけを行うなどして石綿に係る健康診断の受診機会を設けること、健康管理手帳及び労災補償制度の周知を行うこと。

3 「建築物の解体作業等における石綿粉じんの発散防止の徹底」

建築物の解体作業等を行う事業者においては、石綿則等に基づく措置の確実な実施により、石綿粉じんの飛散防止の徹底を図ること。

4 「健康相談、石綿のばく露防止対策に関する相談等について」

石綿に関する労働者、事業者等からの相談は下記の機関へ

『解体作業におけるばく露防止対策、健康管理、労災補償について』

宮城労働局 安全衛生課	022-299-8839
労災補償課	022-299-8843
仙台労働基準監督署	022-299-9071 (代表)
石巻労働基準監督署	0225-22-3365 (代表)
古川労働基準監督署	0229-22-2112 (代表)
大河原労働基準監督署	0224-53-2154 (代表)
気仙沼労働基準監督署	0226-22-7096 (代表)
瀬峰労働基準監督署	0228-38-3131 (代表)

『石綿ばく露防止対策について』

中央労働災害防止協会 東北安全衛生サービスセンター	
	022-261-2821 (代表)

『石綿に関する治療・診断、健康診断について』

東北労災病院	022-275-1111 (代表)
--------	-------------------

各種相談窓口の設置

■都道府県労働局・労働基準監督署における相談の受付

石綿に関する健康管理手帳、健康診断、労災補償についてのお問い合わせ、ご相談は最寄りの労働局、労働基準監督署までお願いします。

■中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター・大阪労働衛生総合センターにおける相談の受付

中央労働災害防止協会において、従来から石綿含有製品の代替化に関する相談窓口を開設しておりますが、これに加え、事業者の方々からの石綿ばく露防止対策に関する相談を受け付けることとしましたので、労働衛生調査分析センター（03-3452-3068）又は大阪労働衛生総合センター（06-6448-3784）までご相談下さい。

■建設業労働災害防止協会における相談の受付

建設業労働災害防止協会において、事業者の方々からの建築物の解体作業等における石綿ばく露防止対策に関する相談を受け付けることとしましたので、電話 03-3453-8201 までご相談下さい。

■独立行政法人労働者健康福祉機構 産業保健推進センターにおける相談の受付

産業保健推進センターにおいて、産業保健関係者、石綿による健康被害を受けられた労働者及びその家族の方々からの健康に関するご相談を受け付けることとしましたので、最寄りの産業保健推進センター（<http://www.rofuku.go.jp/sanpo/index.html>）までご相談下さい。

■独立行政法人労働者健康福祉機構 労災病院における相談の受付

労災病院において、石綿ばく露歴のある方、その家族の方々、開業医等からの診断・治療、健康診断に関するご相談を受け付けることとしましたので、最寄りの労災病院までお問い合わせ下さい。（対応可能な労災病院は以下のとおりです）

1 石綿の特殊健診、診断、治療が可能な労災病院

美 唄労災病院	〒072-0015	美唄市東4条南1丁目3番1号 (0126)63-2151
岩見沢労災病院	〒068-0004	岩見沢市4条東16丁目5番地 (0126)22-1300
東 北労災病院	〒981-8563	仙台市青葉区台原4-3-21 (022)275-1111
福 島労災病院	〒973-8403	いわき市内郷綴町沼尻3番地 (0246)26-1111
珪 肺労災病院	〒321-2523	栃木県塩谷郡藤原町高德632 (0288)76-1515
千 葉労災病院	〒290-0003	市原市辰巳台東2-16 (0436)74-1111
東 京労災病院	〒143-0013	東京都大田区大森南4-13-21 (03)3742-7301
関 東労災病院	〒211-8510	川崎市中原区木月住吉町1番1号 (044)411-3131
横 浜労災病院	〒222-0036	横浜市港北区小机町3211 (045)474-8111
燕 労災病院	〒959-1228	燕市大字佐渡633 (0256)64-5111
新 潟労災病院	〒942-8502	上越市東雲町1-7-12 (0255)43-3123
富 山労災病院	〒937-0042	魚津市六郎丸992 (0765)22-1280
浜 松労災病院	〒430-8525	浜松市将監町25 (053)462-1211
中 部労災病院	〒455-8530	名古屋市港区港明1-10-6 (052)652-5511
旭 労災病院	〒488-8585	尾張旭市平子町北61番地 (0561)54-3131
関 西労災病院	〒660-8511	尼崎市稲葉荘3-1-69 (06)6416-1221
神 戸労災病院	〒651-0053	神戸市中央区籠池通4-1-23 (078)231-5901
和歌山労災病院	〒640-8505	和歌山市古屋435番地 (073)451-3181
岡 山労災病院	〒702-8055	岡山市築港緑町1-10-25 (086)262-0131
中 国労災病院	〒737-0193	呉市広多賀谷1-5-1 (0823)72-7171
香 川労災病院	〒763-8502	丸亀市城東町3-3-1 (0877)23-3111
九 州労災病院	〒800-0296	北九州市小倉南区葛原高松1-3-1 (093)471-1121
門 司労災病院	〒801-8502	北九州市門司区東港町3-1 (093)331-3461
長 崎労災病院	〒857-0134	佐世保市瀬戸越2-12-5 (0956)49-2191
熊 本労災病院	〒866-0965	八代市竹原町1670 (0965)33-4151
吉備高原医療リハビリテーションセンター	〒716-1241	岡山県加賀郡吉備中央町吉川7511 (0866)56-7141

2 石綿の特殊健診が可能な労災病院

青 森労災病院	〒031-8551	八戸市大字白銀町字南ヶ丘1番地 (0178)33-1551
岩 手労災病院	〒025-0244	花巻市湯口字志戸平26 (0198)25-2141
大 阪労災病院	〒591-8025	堺市長曾根町1179-3 (072)252-3561
山 口労災病院	〒756-0095	山陽小野田市大字小野田1315-4 (0836)83-2881

分が第一管理区分又は第二管理区分となるようにしなければならない。

2 事業者は、前項の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、同項の場所について当該特定石綿の濃度を測定し、及びその結果の評価を行わなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講じなければならない。

第三十九条 事業者は、第三十七条第一項の規定による評価の結果、第二管理区分に区分された場所については、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第六章 健康診断

(健康診断の実施)

第四十条 事業者は、令第二十二條第一項第三号の業務（特定石綿等を製造し、若しくは取り扱う業務又は製造等禁止石綿等を試験研究のために製造し、若しくは使用する業務に限る。）に常時従事する労働者に

対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

一 業務の経歴の調査

二 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査

三 せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

四 胸部のエックス線直接撮影による検査

2 事業者は、令第二十二條第二項の業務（同項第一号の二、第一号の三若しくは第八号に掲げる物若しくは同項第二十三号に掲げる物（同項第一号の二又は第一号の三に係るものに限る。）又は第四項に規定する物に係るものに限る。）に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、六月以内ごとに一回、定期に、前項各号に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

3 事業者は、前二項の健康診断の結果、他覚症状が認められる者、自覚症状を訴える者その他異常の疑いがある者で、医師が必要と認めるものについては、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

一 作業条件の調査

二 胸部のエックス線直接撮影による検査の結果、異常な陰影（石綿肺による線維増殖性の変化によるものを除く。）がある場合で、医師が必要と認めるときは、特殊なエックス線撮影による検査、かくたん喀痰の細胞診又は気管支鏡検査

4 令第二十二條第二項第二十四号の厚生労働省令で定める物（同項第八号に係るものに限る。）は、石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。以下この項において同じ。）を含有する製剤その他の物（石綿の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。）とする。

（健康診断の結果の記録）

第四十一条 事業者は、前条第一項から第三項までの健康診断（法第六十六条第五項ただし書の場合において当該労働者が受けた健康診断を含む。次条において「石綿健康診断」という。）の結果に基づき、石綿健康診断個人票（様式第二号）を作成し、これを三十年間保存しなければならない。

（健康診断の結果についての医師からの意見聴取）

第四十二条 石綿健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師からの意見聴取は、次に定め

るところにより行わなければならない。

一 石綿健康診断が行われた日（法第六十六条第五項ただし書の場合にあつては、当該労働者が健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日）から三月以内に行うこと。

二 聴取した医師の意見を石綿健康診断個人票に記載すること。

（健康診断結果報告）

第四十三条 事業者は、第四十条第一項から第三項までの健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、石綿健康診断結果報告書（様式第三号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

第七章 保護具

（呼吸用保護具）

第四十四条 事業者は、石綿等を製造し、又は取り扱う作業場には、当該石綿等の粉じんを吸入することによる労働者の健康障害を予防するため必要な呼吸用保護具を備えなければならない。

（保護具の数等）

第四十五条 事業者は、前条の呼吸用保護具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、

常時有効かつ清潔に保持しなければならない。

(保護具等の管理)

第四十六条 事業者は、第十四条第一項及び第二項、第四十四条並びに第四十八条第六号に規定する保護具等が使用された場合には、他の衣服等から隔離して保管しなければならない。

2 事業者及び労働者は、前項の保護具等について、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない。ただし、廃棄のため、容器等に梱包したときは、この限りでない。

第八章 製造許可等

(製造等の禁止の解除手続)

第四十七条 令第十六条第二項第一号の許可（製造等禁止石綿等に係るものに限る。次項において同じ。）を受けようとする者は、様式第四号による申請書を、製造等禁止石綿等を製造し、又は使用しようとする場合にあっては当該製造等禁止石綿等を製造し、又は使用する場所を管轄する労働基準監督署長を経由して当該場所を管轄する都道府県労働局長に、製造等禁止石綿等を輸入しようとする場合にあっては当該輸入する製造等禁止石綿等を使用する場所を管轄する労働基準監督署長を経由して当該場所を管轄する都道

石綿を取扱う作業等に従事していた方は 健康診断を受けましょう

石綿による健康被害が多発しており、今後も増加することが懸念されています。

下にリストアップされている作業に従事していた方は、石綿にばく露している可能性がありますので、最寄りの医療機関にご相談の上、胸部レントゲン検査等による健康診断を受診するようにしてください（受診の際、医師に自分が過去に石綿に係る作業を行っていた旨お伝え下さい）。

- ① 石綿鉱山又はその附属施設において行う石綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出又は粉碎その他石綿の精製に関連する作業
- ② 倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業
- ③ 以下の石綿製品の製造工程における作業
 - ・ 石綿糸、石綿布等の石綿紡績製品
 - ・ 石綿セメント又はこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高压管、石綿円筒等のセメント製品
 - ・ ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット（パッキング）等に用いられる耐熱性石綿製品
 - ・ 自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品
 - ・ 電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品（電線絶縁紙、保温材、耐酸建材等に用いられている。）又は電解隔膜、タイル、プラスター等の充填剤、塗料等の石綿を含有する製品
- ④ 石綿の吹付け作業
- ⑤ 耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業
- ⑥ 石綿製品の切断等の加工作業
- ⑦ 石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物、その附属施設等の補修又は解体作業
- ⑧ 石綿製品が用いられている船舶又は車両の補修又は解体作業
- ⑨ 石綿を不純物として含有する鉱物（タルク（滑石）、バーミキュライト（蛭石）、繊維状ブルサイト（水滑石））等の取扱い作業
- ⑩ 上記①～⑨の石綿又は石綿製品を直接取扱う作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける可能性のある作業

たばこを吸わないようにしましょう

石綿を取扱う作業等に従事していた方は、発がんリスクを高めることになるので、たばこを吸わないようにしてください（石綿にばく露した方が喫煙をした場合、肺がんによって死亡するリスクが50倍以上になるといわれています）。

健康管理手帳制度や労災補償制度があります

健康診断の結果、胸部レントゲン検査で一定の症状がある場合等は、最寄りの都道府県労働局に申請していただければ、健康管理手帳の交付を受け、無料で定期的に健康診断を受けることができます。

また、石綿肺、肺がん、中皮腫等を発症した場合には、それが石綿にばく露したことが原因であると認められれば、労災補償を受けることができます。

以下の相談機関にご相談下さい

- 健康管理手帳、健康診断、労災補償についてのお問い合わせは...

都道府県労働局・労働基準監督署まで

- 石綿による健康への影響や治療方法についてのご相談は...

(独) 労働者健康福祉機構の産業保健推進センターまたは労災病院まで

「石綿に関する健康管理手帳」

の交付について

○ 健康管理手帳とは

がんその他の重度の健康障害を発生させるおそれのある業務のうち、一定の業務に従事して、一定の要件に該当する方は、離職の際又は離職の後に住所地の都道府県労働局長に申請することにより、健康管理手帳が交付されます。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関又は健康診断機関で、定められた項目による健康診断を決まった時期に年2回（じん肺の健康管理手帳については年1回）無料で受けることができます。

○ 対象となる業務とは（石綿業務の場合）

石綿（これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務。以下のような業務があります。

石綿製品の製造工程における作業

石綿の吹付け作業

石綿が吹き付けられた建築物や石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建築物等の解体等の作業

石綿製品の切断等の加工作業

○ 健康管理手帳の交付要件とは（石綿業務の場合）

両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。

この他、石綿取扱い等の業務に従事し、じん肺管理区分2又は3の決定を受けている場合には、粉じん作業に関する健康管理手帳が交付されます。（石綿取扱業務以外の健康管理手帳の交付対象業務等は、裏面を見てください。）

労働安全衛生法に基づく健康管理手帳について

がんその他の重度の健康障害を発生させるおそれがある業務のうち、次の表の左欄の業務に従事して、表の右欄の要件に該当する方は、離職の際又は離職の後に住所地の都道府県労働局長に申請することにより、健康管理手帳が交付されます。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関又は健康診断機関で、定められた項目による健康診断を決まった時期に年に2回（じん肺の健康管理手帳については年に1回）**無料**で受けることができます。

業 務	要 件
1 ベンジジン及びその塩(これらの物をその重量の1パーセントをこえて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 2 ベーターナフチルアミン及びその塩(これらの物をその重量の1パーセントをこえて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 12 ジアニシジン及びその塩(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	当該業務に3月以上従事した経験を有すること(注1)。
3 粉じん作業(じん肺法(昭和35年法律第30号)第2条第1項第3号に規定する粉じん作業をいう。)に係る業務(注2)	じん肺法の規定により決定されたじん肺管理区分が管理2又は管理3であること。
4 クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(これらの物を鉱石から製造する事業場以外の事業場における業務を除く。)	当該業務に4年以上従事した経験を有すること。
5 三酸化砒素を製造する工程において焙焼若しくは精製を行い、又は砒素をその重量の3パーセントを超えて含有する鉱石をポット法若しくはグリナワルド法により製錬する業務	当該業務に5年以上従事した経験を有すること。
6 コークス又は製鉄用発生炉ガスを製造する業務(コークス炉上において若しくはコークス炉に接して又はガス発生炉上において行う業務に限る。)	当該業務に5年以上従事した経験を有すること。
7 ビス(クロロメチル)エーテル(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	当該業務に3年以上従事した経験を有すること。
8 ベリリウム及びその化合物(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物(合金にあっては、ベリリウムをその重量の3パーセントを超えて含有するものに限る。))を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(これらの物のうち粉状の物以外の物を取り扱う業務を除く。)	両肺野にベリリウムによるび慢性の結節性陰影があること。
9 ベンゾトリクロリドを製造し、又は取り扱う業務(太陽光線により塩素化反応をさせることによりベンゾトリクロリドを製造する事業場における業務に限る。)	当該業務に3年以上従事した経験を有すること。
10 塩化ビニルを重合する業務又は密閉されていない遠心分離機を用いてポリ塩化ビニル(塩化ビニルの共重合体を含む。)の懸濁液から水を分離する業務	当該業務に4年以上従事した経験を有すること。
11 石綿(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。

注1) ベンジジン、ベーターナフチルアミン又はジアニシジンに関する業務の従事期間を合計すれば3月以上となる方は交付要件を満たします。

注2) 粉じん作業には、石綿を取り扱う作業も含まれているため、石綿を取り扱う作業に従事した方については、交付要件を満たす場合、「11」だけでなく「3」の健康管理手帳の交付を受けることができます。